

交流会



応援します！『交流サロン』を始めませんか？

～「元気で健康な高齢者が共にふれあうまちづくり」を目指して～

市では、高齢者等の閉じこもり予防、心身の健康維持、介護予防ならびに地域での支え合い体制を確立するために、歩いて行くことのできる身近な場所に交流サロンを開設する団体や個人に「交流サロン推進事業費補助金」を交付します。

●交流サロンとは

- ・高齢者等を対象に、市内の公共施設、集会所等を利用し月2回以上、1回あたり2時間以上交流できる場のこと（開設時にはボランティアスタッフ1名以上の従事が必要）
- ・活動内容は、誰もが参加できる内容かつ参加者の実情に応じた多様なものとし、一部の人や特定の活動に限定しないこと
- ・自由に来て自由に帰ることができること

●補助対象者

- ・市民が主体となって市内で活動し活動拠点が市内にある町内会、連合町内会、老人クラブその他の団体または個人の方

【活動場所・内容・開催頻度】

開催場所	地域の高齢者が集まりやすく、継続して開催可能な場所 ①集会所、個人宅、空き家や空き店舗、公共施設など。 ②所有者からの了解を得ることができれば、借用物件の使用も可能とする。その際、賃借料の一部を補助対象とする。
活動内容	特に定めない ①交流ができる内容で、定期的に、継続的に開催すること。 ②開設時には、スタッフ（ボランティア）1名以上の従事が必要。 ③地域の高齢者が誰でも参加できることが条件。一部の人だけの参加しか見込めない場合や、特定の活動に限定されたクラブ活動は対象としない。 ④自由に来て、自由に帰ることができる。お茶のみ、談話などから始め、参加者の意見を聞いて内容を徐々に充実させていく。
開催頻度	原則として月2回以上、時間は2時間以上 年20回以上で計画すること（補助金の上限は36回まで）

【補助内容】 ※自主活動へ移行する前提で、3年間の補助とする。

補助金の区分	補助対象経費	補助金額	補助年次
(1) 活動拠点整備事業費	交流サロンとして使用する建物等の修繕料、工事請負費、備品購入費	補助対象経費の10割 上限額 <u>30万円</u>	初年度のみ
(2) 運営事業費	①初年度立ち上げ費用 周知に係る費用、その他立ち上げ時に必要と認められる費用	補助対象経費の10割 上限額 <u>5万円</u>	初年度のみ
	②運営費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、人件費、その他運営に必要と認められる費用	開催1回あたり <u>1000円</u>	
	③賃借料（固定資産税相当分） 家屋及び宅地	補助対象経費の10割 上限額 <u>10万円/年</u>	
	④賃借料（家賃相当分）	補助対象経費の10割 上限額 <u>1万円/月</u> (10万円まで)	

※予算の範囲内での交付となります。

※他の補助金等との併用はできません。

●申し込み

介護福祉課との協議の上、申請書など必要な書類の提出が必要です。詳しくは介護福祉課まで直接お問合せください。

問／介護福祉課高齢者生きがい係（☎24-3016 総合福祉センター内）

